

2021年8月4日

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ
日レセサポート担当 山本
TEL: 0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その51)

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2021年7月30日付けで厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その51)」が通達されました。

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その51)」の参照先

<https://www.mhlw.go.jp/content/000814846.pdf>

その内容より、新型コロナウイルスに感染して自宅・宿泊療養を行っている患者に対し、往診、または、在宅患者訪問診療料を行った場合に「救急医療管理加算1 (950点) (1日につき)」が算定できることが記載されております。

それに伴い、昨日、開発元より各点数マスタが提供されております。

【新設されたマスタ】

新設されたマスタは以下のとおりです。マスタの開始日は2021年7月31日となっております。

診療行為コード	名 称
114052070	救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱) (往診)
114052170	救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱) (訪問診療)
114052270	救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱) (特別往診)
114052370	乳幼児加算 (救急医療管理加算・診療報酬上臨時的取扱) (往診)
114052470	小児加算 (救急医療管理加算・診療報酬上臨時的取扱) (往診)
114052570	乳幼児加算 (救急医療管理加算・診療報酬上臨時的取扱) (特別往診)
114052670	小児加算 (救急医療管理加算・診療報酬上臨時的取扱) (特別往診)
114052770	乳幼児加算 (救急医療管理加算・診療報酬上臨時的取扱) (訪問診療)
114052870	小児加算 (救急医療管理加算・診療報酬上臨時的取扱) (訪問診療)

ご不明な点がございましたら、日レセサポート窓口までお問合せ下さい。

以上

※本資料は弊社ホームページ (<https://eorca.sakura.ne.jp/>) にも掲載しております。